

令和5年度 第1回静岡市債権管理委員会 議事録

- 1 日 時 令和5年6月5日（月）
- 2 開催方法 書面等による開催
- 3 出席者
大長副市長、総務局長、財政局長、葵区長、駿河区長、清水区長、
保健福祉長寿局長、子ども未来局長、上下水道局長
- 4 事務局 財政局税務部滞納対策課 徴収指導係
- 5 書面等による開催の了承
令和5年6月2日
 - ・台風2号による大雨への全庁的な対応が必要となる上、報道機関をはじめとする傍聴者への安全確保の面から、会議形式による開催が困難であると判断。
 - ・大長副市長より書面等による会議を開催する旨の了承を得る。
 - ・各委員に対して書面等を活用した会議を開催する旨の連絡をする。
- 6 報告事項等
 - (1) 報告事項（資料1）
令和4年度 主要債権における収入未済額縮減に向けた取組について
 - (2) 議題（資料2）
令和5年度 主要債権の管理に関する取組方針について
- 7 会議内容

令和5年6月5日	委員に対し会議資料を送付
令和5年6月5日～6月13日	委員からの意見書の提出
令和5年6月28日	意見書に対する回答を送付、閉会
- 8 議事内容 次ページ「意見及び回答票」のとおり

令和5年度 第1回静岡市債権管理委員会 意見及び回答票

資料2	令和5年度 主要債権の管理に関する取組方針について
意見 駿河区長	「生活保護返還金・徴収金」の数値目標について、他の債権と同様に収納率に目標を設定することが困難であるということは理解するが、分納の実施割合向上の納付推進への貢献は限定的であると考え。分納実施に代わる目標の設定について検討できないか。
回答 保健福祉 長寿局長	生活保護債権については、令和3年度から主要債権として位置付けられ本格的な滞納整理に取り組んでいますが、債務者のほとんどは生活保護受給者で無資力であるため、差押等の強制徴収は難しいことから、厚生労働省より示された基準（単身世帯5,000円、複数世帯10,000円）による保護費からの天引き若しくは債務承認による分割納付を推進し、分納の実施率を目標値として定め、第4次行財政改革前期実施計画で令和8年度までに83.00%とする事を目標に滞納整理に取り組んでいます。 生活保護債権は、発生したら回収が困難であるため、債権発生の未然防止の取組に対する目標設定が可能かどうかについて、前期計画の目標を推進しつつ、他市の取組状況等の情報収集に努めながら検討していきます。

資料2	令和5年度 主要債権の管理に関する取組方針について
意見 駿河区長	「生活保護返還金・徴収金」は、生じてしまった場合の回収が困難であるとともに、職員の事務的負担も大きく、期間も長期にわたる。返還金等の発生を未然に防ぐ対策に、より一層注力いただきたい。
回答 保健福祉 長寿局長	生活保護業務の中で実施している家庭訪問について、コロナ禍で一部自粛せざるを得ない時期がありましたが、令和5年度は、従来どおりの完全実施をしています。 家庭訪問については、被保護者の生活状況の把握に繋がるほか、収入申告義務について直接指導する事ができる等、未然防止に大きな効果があると考えており、一層取組を進めていきます。

資料 2	令和 5 年度 主要債権の管理に関する取組方針について
意見 駿河区長	<p>母子・父子・寡婦福祉資金貸付金は、事業の背景や性質上、多額の未収金が生じやすく、回収も困難である。貸付制度の目的や適切な運用を損なわないよう留意した上で、貸付時の対応を含め、未収金、滞納を未然に防ぐために有効な方策を検討いただきたい。</p>
回答 こども 未来局長	<p>本事業は、95%以上が修学に係る資金への貸し付けです。将来の自立の促進を目的としている性質があり、償還能力が現状低い場合であっても貸し付けを実施しているため、ご意見にあるように未収金が生じやすく、回収が困難な場合があります。</p> <p>現在、貸し付け時には、保護者の方が借受人となり、児童が連帯借受人となっていますが、さらに連帯保証人を立ててもらうことで未収金、滞納を防ぐ有効な手段になると考えています。ただし、連帯保証人を必須とした場合、連帯保証人が立てられない方への貸し付けができなくなってしまうため、制度の目的を損なわないよう、条件等を慎重に検討していく必要があります。</p> <p>上記を含め、実施可能な有効な方策について、各福祉事務所子育て支援課や滞納対策課と引き続き協議してまいります。あわせて、他市町村で実施している効果的な取り組みについて調査してまいります。</p>